

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きの翌日)
當日は、休日には、
(その翌日)

示

鳥取県告示第六百四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院及び救急診療所を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和四十五年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市中島三九二の七

新田外科胃腸科医院

米子市西三柳大沢一九、八八〇の一

米川外科医院

日野郡日野町根雨七三〇

日野郡厚生農業協同組合連合会

日 野 病 院

鳥取海区漁業調整委員会の委員に欠員が生じたため開く

鳥取県告示第六百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

- ◆ 告示 救急病院等の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
- ◆ 告示 結核予防法による医療機関の指定
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- ◆ 告示 土地配分計画の作成
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- ◆ 告示 解除予定の保安林にする旨の通知
保安林予定森林にする旨の通知
- ◆ 告示 土地改良区の定款の変更の認可
選挙会の場所等
- ◆ 告示 選管告示
鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◆ 告示 理容師試験及び美容師試験の実施

昭和四十五年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

指定医療機関の名称

所在地

療養取扱機関名

所在地

申出の都道府県名

申出の受理年月日

昭和四十五年八月三十一日

菊川病院

境港市上道町一八九四

鳥取県告示第六百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年九月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 開設者 |
|------------|------|------------|------|
| 昭和四十五年九月一日 | 菊川病院 | 境港市上道町一八九四 | 菊川秀親 |
| " | 仲村医院 | 西伯郡岸本町大殿 | 仲村民廣 |

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十五年九月二十五日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理年月日 |
|--------------|-----------------|-----------|------------|
| 横田外科医院 | 鳥取市栄町四〇三 | (全国) | 昭和四十五年八月一日 |
| 山本医院 | 元魚町四丁目四一五 | (兵庫県は申出済) | " |
| 綾産婦人科医院 | " 弥生町一三一 | (東京都は申出済) | " |
| 産科・婦人科医院 | " 錢治町五三 | (兵庫県は申出済) | " |
| 小田耳鼻咽喉科医院 | 西町三丁目一〇五 | (東京都は申出済) | " |
| 石田医院 | 西伯郡西伯町大字阿賀九三八の一 | (兵庫県は申出済) | " |
| 滝川 | 境港市日の出町九六 | (東京都は申出済) | " |
| 川原産婦人科医院 | 米子市加茂町一丁目八 | (島根県は申出済) | " |
| 武田医院 | 日野郡溝口町溝口二六六の三 | (島根県は申出済) | " |
| 小坂 | 米子市糀町二丁目三四 | (島根県は申出済) | " |
| 芦立外科・脳神経外科医院 | 道東米川添三七〇の四 | (島根県は申出済) | " |
| 江頭歯科医院 | 鳥取市田園町四丁目三六一 | 全国 | 九月一日 |
| 田中医院 | 米子市錦町二丁目七六 | (島根県は申出済) | " |
| 中尾 " | 氣高郡鹿野町大字鹿野一三〇一 | (島根県は申出済) | " |

基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月二十五日

鳥取県知事
石破二朗

鳥取県告示第六百五十三号

鳥取県告示第六百五十二号

鳥取県知事
石破二朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字曹源寺字峴平二五の五から二五の三八まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 鳥取県告示第六百五十四号**
- 次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和四十五年九月二十五日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字曹源寺字峴平二五の五から二五の三八まで
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (+) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (+) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、宇野山土地改良区の定款の変更を昭和四十五年九月十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第十七号**

昭和四十三年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選舉において選舉された委員に欠員が生じたため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第一項の規定により開く選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、同法第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八條の規定により告示する。

昭和四十五年九月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 場所

鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会 委員室

二 日時

昭和四十五年九月二十九日 午前十時三十分

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年九月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

| | |
|---|--------|
| 主任、主事、技師、医師、研究員、 学芸員、司書及び自動車整備士 | 別表第一の3 |
| 主事補、技師補、研究員補、学芸 員補、司書（吏員相当職員の職に ある者を除く。）、司書補、運転 士及び用務員 | 別表第一の4 |

を

附 則

この訓令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
別表第一の4を削る。

別表第一の3中

〔被監督的上級職員〕

を

に改める。

〔被監督的職員（指導主事、社会教育主事以外の職員）〕

公 告

右以外の職 別表第一の3

に改める。

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和45年9月25日

鳥取県知事 石破二朗

朗

規定する者

試験の方法

- 1 試験の日時及び場所
(1) 学科試験

日時 昭和45年10月26日 午前9時

場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子市西福原444 水取県米子保健所講堂

- (2) 実地試験

日時 昭和45年11月9日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上、理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

- (4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に

規定する者

試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

- (2) 昭和43年4月以後に鳥取県知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたものとする。

5 出願の方法

- (1) 願書の提出期間

昭和45年9月28日から昭和45年10月7日まで(郵送のものについて

は、昭和45年10月7日までの消印のあるものは、有効とする。)

- (2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課

6 提出書類

- ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
エ 実地習練を終了したことを証する書面

- オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
カ 写真（出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身の
もので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）
(4) ③の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書
類にかえて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学
科試験免除通知書の写しを提出すること。
- 6 試験手数料及びその納付方法等
- (1) 試験手数料 1,000円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願
書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしない
こと。
 - (3) 納付した手数料は、還付しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
 - (2) 実地試験
- ア 受験通知書、昼食及び上着
イ 理容師試験を受ける者
- (ア) 白衣
 - (イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等
 - (ウ) 応急薬品
 - ウ 美容師試験を受ける者
 - (ア) 白衣
 - (イ) コールド、パーマネントウェーブ等の施術上必要な器具、材料
及び化粧品
- 8 (ウ) 応急薬品
モードルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験の
モデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈ではないものとし、美容師
試験のモデルは、なるべく年齢18才から30才までの者で髪に著しい癖の
ないものであること。
- 9 その他
- (1) 出願者には、受験通知書の前日までに郵送するので、受験願書に必
ず住所を明記すること。
 - (2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は
鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
 - (3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別記様式（用紙はB列5番とすること。）

理容師（美容師）受験願書

本籍

住所（番地及び○〇方も記入すること。）

郵便番号

氏名

年月日生

氏名

(印)

鳥取県知事 石破二朗殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

- (1) 受験希望地 鳥取県庁 米子保健所
- (2) 受験回数

学科試験 初回、2回目、3回目、4回目、5回目
実地試験 初回、2回目、3回目、4回目、5回目